

各部（局）長・参事
課（局・次・室・館・センター）長 殿

副市長 中澤 弘行

令和3年度予算編成方針について（依命通達）

1. わが国の経済

新型コロナウイルス感染症は、経済・社会活動や日常生活など多方面にわたって甚大な影響を与え、日本経済は厳しい局面に立たされ、かつて経験したことのない国難となった。また、今後は感染拡大により落ち込んだ経済を取り戻すだけでなく、感染症に対応したデジタル化の推進を軸とした新しい生活様式や社会活動を早急に確立していく必要がある。

そうしたなか、内閣府の10月の月例経済報告における景気の基調判断は、「新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」としており、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

また、7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2020」において、新型コロナウイルス感染症に対応した「新たな日常」の構築に向けて、デジタル化への集中投資・実装とその環境整備の取り組みを進めるとしている。

いずれにしても、今後もわが国は、新型コロナウイルス感染症の対策に引き続き取り組むとともに、少子高齢化の進展に向けた社会保障制度の充

実と財政健全化に向けて厳しい財政運営を強いられることは必至である。

2. 国の予算概算要求

9月末に締め切った各省からの令和3年度一般会計予算概算要求は、総額105兆4,071億円と過去最大の規模となり、7年連続して100兆円を上回った。

これは、国債残高の増加に伴う元利払いに充てる国債費が2兆1,419億円増額したことや、デジタル変革の加速による「新たな日常」の構築に2,830億円要求があったほか、新型コロナウイルス感染症に関連する支援・対策の多くが事項要求となっていることが影響している。

こうしたなか、総務省の令和3年度地方交付税概算要求額は、各自治体へ配分する出口ベースの総額を16兆1,933億円とし、令和2年度の予算額16兆5,882億円と比較すると2.4%減少している。一方、臨時財政対策債については、地方財政収支の仮試算によると、折半対象財源不足額が3年ぶりに生じる見込みであり、令和2年度よりも116.5%増の6兆7,966億円となっている。国では地方公共団体の行政サービスの質を維持していくため、新型コロナウイルス感染症による財源不足に向けた措置が講じられたところではあるが、税収減による質の低下が懸念される場所である。

3. 東京都の考え方

東京都は、8月28日に副知事の依命通達により令和3年度東京都予算の見積方針のポイントを公表した。そのなかで、令和3年度予算を、財政環境の先行きを見通すことが困難な中、これまで培った財政対応力を最大限発揮し、新しい「未来の東京」の実現に向けて、都政に課された使命を確実に果たしていく予算と位置づけている。

基本方針としては、第一に、新型コロナウイルス感染症との闘いを乗り越えたとともに、「新しい日常」や「持続可能な都市・東京」の実現に向けて、戦略的な取組を果敢に進めていくこと。第二に、社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、健全な財政基盤を堅持すること。第三に、東京2020大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、次世代へレガシーを継承していくこととして、年明けの1月下旬に予算原案を発表する予定としている。

4. 清瀬市の今後のまちづくり

令和3年度は、「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」をまちづくりの基本理念として掲げた「第4次清瀬市長期総合計画」の6年目となり、基本構想に掲げる10年後の将来像の実現に向けて、前半5年間の効果検証を踏まえて着実に施策を展開していく年となる。

この間、安全で安心なまちづくりの実現に向けて災害対策や防犯対策を重点的に取り組んできたなか、高齢ドライバーによる交通事故を防ぐため高齢者安全運転支援装置補助金を創設したほか、子育て世代への支援として子育てクーポン事業や親・子世帯近居支援事業の拡充、インフルエンザの予防接種助成などを進めてきた。また、下宿地域市民センターの耐震改修や中学校体育館空調設備整備をはじめ、市道0103号線（ひまわり通り）バス停待避所整備など、財源が厳しいなかでも積極的に施策を展開してきたところである。さらには、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民への支援として、新生児特別臨時給付金事業や全世帯へのごみ袋無料配布など、国や都の交付金を有効に活用し、対策も講じてきたところである。

一方では、少子高齢化や人口減少対策など様々な行政課題について確実に対応していくため、公共施設使用料の適正化をはじめ、未利用地の売却や貸付、ふるさと納税制度の拡充など税外収入の確保に向けた取り組みを進めるほか、公共施設再編に向けた検討や学校給食調理業務をはじめとする各種業務の民間委託化推進など行財政改革についても、着実に取り組んでいるところである。

令和3年度では、今日、大きな社会問題となっている新型コロナウイルス感染症との闘いを乗り越えるとともに、「新しい生活様式」の実現に向けて、行政手続きのデジタル化に取り組むほか、新庁舎への移転に伴う現庁舎の解体工事やゲリラ豪雨及び台風による水害、地震などの災害対策にも引き続き取り組む必要がある。また、市民の皆さんにいつまでも元気で幸福だと感じながら清瀬市で暮らしていただけるよう、健康施策の拡充や地域包括ケアシステムの構築、安心して子どもを産み育てることのできる子育てしやすい環境整備のほか、都市計画道路や雨水幹線など都市基盤の整備についても引き続き進めていく必要がある。

さらには、学校教育の充実や地域コミュニティの活性化に加え、地方創

生や公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編、商工振興、高齢者や生活困窮者への支援など、山積している行政課題にも積極的に対応していかなければならない。

こうした課題に対応するためにも、令和3年度はまちづくりの道標である第4次清瀬市長期総合計画に基づき、職員全員が持続可能なまちづくりの意識のもと、常に業務改善を行いつつワーク・ライフ・バランスが実現された働き方を進めるとともに、引き続き多摩26市で一番の窓口を目指し、「都市格」の高い魅力的で住みよいまちづくりを推進していかなければならない。

5. 清瀬市の財政状況

清瀬市の令和元年度決算状況をみると、歳入では、地方消費税交付金や分担金及び負担金などが減少したものの、市税が個人市民税や固定資産税の増加などにより全体では前年度よりも8,219万円の増額となったほか、地方交付税や未利用地売却に伴う財産収入の増加などにより、総額で前年度よりも6億8,860万円の増額となった。

一方、歳出では、人件費や下水道事業会計への投資及び出資金が減少したものの、扶助費が自立支援給付事業や私立幼稚園等助成事業の増加に伴い前年度よりも1億993万円の増額となったほか、新庁舎建設事業をはじめとする普通建設事業が増加したことなどにより、総額で前年度よりも8億639万円の増額となった。

また、経常収支比率については、経常一般財源が前年度よりも地方税や普通交付税の増加により6,782万円増額となったが、経常経費充当一般財源も、社会保障関係経費をはじめとする扶助費や補助費等の増加により3億7,984万円と大きく増額したため、前年度の93.1%から95.1%と2.0ポイントの悪化となり、市財政は依然として厳しい状況が続いている。

令和3年度予算については、現在の経済状況を鑑みると、歳入では新型コロナウイルス感染症による市税への影響が見込まれるほか、地方交付税についても、国の概算要求をみるなかでは減額しており、新型コロナウイルス感染症による経済活動の影響から、年末の国や東京都の予算編成に向けて予断を許さない状況にある。

一方、歳出では、野塩地域市民センターの耐震改修など老朽化した各公共施設の改修、小学校体育館空調設備整備工事などの大きな財源を伴う事

業が予定されているほか、生活保護費、自立支援給付費などの社会保障関係経費の増額も見込まれており、引き続き非常に厳しい財政運営を強いられることになる。

こうしたことから、市民生活に配慮しつつ、財源の確保や事務の効率化を図り、将来を見据えた予算編成としなければならない。

6. 基本方針

令和3年度の予算編成は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況により、財政運営に必要な経常一般財源の確保が困難な状況にあるなか、各種事業を進めていかななくてはならないことから、過去最大の厳しさとなることが想定される。

財源の確保により一層の努力をしながら、生産性を高め、最小限の経費で最大限のサービスを提供することはもとより、前例にとらわれない業務改善の視点に立ち、歳入に見合った歳出という大原則により予算の見積もりに当たらなければならない。

各部は、以下に掲げる基本方針の下、部課長職を先頭に職員一丸となって取り組むものとする。

- (1) 「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」に掲げる事業を着実に実施することは原則とするが、各事業の優先度を見極め、真に必要な事業に重点化し、計画の先送りや効果の低い事業は廃止を含めて検討するなど、「選択と集中」を図ること。また、徹底した事務事業の見直し、民間委託化や指定管理者制度の推進により人件費の抑制につなげること。
- (2) 近年各地で発生している自然災害を教訓に、さらなる「安全で安心なまちづくり」の実現に向け、積極的に災害、減災対策を推進すること。
- (3) 安心して子どもを産み育てられるまちを目指し、子育て支援策のさらなる充実と地域のニーズに応じた多様なサービスの提供により子育て世代包括支援センターとしての取組の充実を図ること。
- (4) 「健幸寿命」を延ばすため、健康増進策を推進するとともに、介護予防事業の充実や地域包括ケアシステムの構築に取り組むこと。
- (5) 公共施設の再編とともに、清瀬駅南口地域児童センターの建設に向けて取り組むこと。併せて、各公共施設の個別施設計画に基づき、予防保全型の計画的な維持管理を行い、公共施設の安全性と利便性の向

上に努めること。

- (6) 第2次教育総合計画マスタープラン基本構想の基本理念である「子供が育つ・市民が育つ・まちも育つ清瀬の教育」を目指し、経営資源を最大限に生かした成果の見える効果的な事業を展開すること。
- (7) 農業や商工業への支援、起業支援などを進め、地域経済の再建に努めること。
- (8) 清瀬市の財産である「武蔵野の原風景」を次世代に引継ぐため雑木林の萌芽更新や公有地化に努めること。
- (9) 今後のまちづくりを見据え、都市計画道路や雨水幹線など長期的視点に立った都市基盤の整備に取り組むこと。
- (10) 清瀬市の「都市格」を高めるため、職員一人ひとりがシティプロモーションの推進を念頭に置き、情報の発信に努めること。また、定住人口、交流人口の増加など地方創生に向けて取り組むこと。
- (11) 新型コロナウイルス感染症との闘いを乗り越えるため、行政手続のデジタル化や RPA または AI - OCR の導入といった「新しい生活様式」の定着に向けて、積極的に事業展開を図ること。

7. 留意事項

- (1) 令和3年度予算編成に当たっては、「第4次清瀬市長期総合計画・基本構想」に掲げる10年後の将来像の実現に向けて、新たな発想をもって予算を見積もること。また、「できない理由」を挙げるのではなく、「どうすればできるのか」を考える姿勢で取り組むこと。
- (2) 歳入の見積もりに当たっては、国や東京都などの動向について情報収集を徹底し、財源の的確な把握とさらなる増収に努めること。
 - ① 市税収入については、収納確保のさらなる向上に努めること。また、新型コロナウイルス感染症による減収などには十分、注視すること。
 - ② 公共施設の使用料及び各手数料の適正化を検討すること。
 - ③ 国・都支出金については、前年度の情報を踏襲することなく、制度改正や補助率の改定などの情報を正確に把握するとともに、新たな制度についても情報収集を行い、積極的な収入確保に努めること。ただし、全額補助事業についても、今後の市単独経費の発生見込を勘案し、十分に精査すること。
 - ④ 市が保有する財産を精査し、活用されていないものについては、積極的に売却や貸付けなどを検討すること。また、税外収入については、

あらゆる手法を検討し、自主財源の確保に努めること。

- (3) 歳出の積算に当たっては、過去の決算や執行状況について徹底した分析・検証を行い、行政評価結果に基づく PDCA サイクルを機能させ、事務事業の改善や廃止・縮小・凍結ができないかを十分検討し、最小の経費で最大の効果が発揮できるようにすること。
- (4) 「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」及び地方創生の「総合戦略」に掲げる事業については、既存事業等との整合性を十分精査し、財源を捻出するなかで、積極的にその実現に向けて取り組むこと。ただし、「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」については、行政評価委員会で指摘された課題への対応を検討し、具体的に予算に反映させること。また、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」に記載されている事業でも、緊急性・重要性が高くないものについては、先送りも検討すること。
- (5) 市議会で採択された事項や出された意見、市民の市政に対する要望については、その内容や他市の状況等を十分調査し、既存事業等の改廃や縮小により財源を捻出するなかで、実施に向けて努力すること。
- (6) 職員数は、定数管理上の数を原則とするが、長期休職などの対応については、事前に職員課と調整すること。また、時間外勤務については、予算の支出を伴わない事務事業を含めた見直しを行い、事業の廃止をはじめ、RPA、AI-OCR の活用や委託化等の検討を行い、ワーク・ライフ・バランスが実現された働き方を目指し縮減に努めること。
- (7) 各種補助金については、清瀬市補助金交付基準を遵守するとともに、事業執行内容を把握し、時代変化を考え、その内容や金額が適正かどうか精査・検証し適正化を図ること。また、各種負担金については、毎年継続して支出することが当たり前とするのではなく、市民感覚に立ち、その内容等を精査し、常に見直すこと。
- (8) 特別会計についても一般会計と同じ方針により予算編成を行うこととするが、それぞれの会計において極力歳入確保の努力を行い、独立採算性の考え方を尊重した財政運営に努めること。